

しょう じ しゃ
障がい(児)者の
ふくし
福祉ガイド

よ ね ざ わ し ふ く し じ む し ょ
米沢市福祉事務所

令和7年度版

(5月発行)

は じ め に

このガイドは、障がいを持った方や難病の方のため、少しでもお役に立つようにと各制度の概要や福祉サービスについてまとめたものです。

障害者手帳を取得した際や難病等を患った際等に、目を通していただき、よりよい生活のためにご活用ください。

近年、障がいを持った方や難病の方に対しての福祉制度は徐々に充実してきていますが、内容は複雑で多岐にわたっており、ほとんどの場合それらを利用するためには申請手続きを必要とします。知らなかったから、とか、よく分からないから、と申請せずそのままだった、ということが無いように、気になる点や不明な点があった場合は、お気軽にご相談ください。

ご相談は、それぞれの問合せ先か、社会福祉課障がい者支援室までお願いします。

なお、障害者総合支援法による福祉サービスと、利用できる事業所・施設一覧は、別冊「障がい福祉サービスガイド」としてまとめております。

平成28年1月から行政手続きの際に個人番号(マイナンバー)が必要です。

<個人番号が必要な手続きと提示が必要な方>

※社会福祉課障がい者支援室での手続きのみ

		個人番号の提示が必要な方		
		本人のみ	本人と配偶者 (結婚している場合)	本人及び 同一保険加入者
手 続 き 名	身体障害者手帳	○		
	精神保健福祉手帳	○		
	自立支援医療 精神通院医療 更生医療 育成医療			○
	補装具		○ ※障がい児(18歳未満) の場合は世帯員全員	

<手続きの際に必要な書類>

手続きの際には、個人番号(マイナンバー)の確認書類と身元確認書類が必要です。

⇒下記①参照

⇒下記②参照

①個人番号(マイナンバー)の確認書類(以下の中から1つ)

- ・個人番号(マイナンバー)通知カード
- ・個人番号カード

見本



②身元確認書類(以下の中から1つ)

- ・住民基本台帳カード
- ・障害者手帳(身体障害者手帳, 療育手帳, 精神保健福祉手帳)
- ・運転免許証
- ・健康保険証の情報がわかるもの
- ・各種医療証
- ・診察券

※代理人による申請の場合、代理人の方の身元確認も必要になります。

目

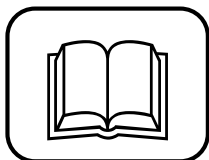
次

障がい程度別該当事業一覧表.....	1
--------------------	---



相談窓口

米沢市障がい者支援室.....	3
指定相談支援事業所.....	//
身体障がい者更生相談所.....	4
知的障がい者更生相談所.....	//
精神保健福祉センター.....	//
置賜保健所	//
山形県難病相談支援センター.....	//
児童相談所.....	5
山形県発達障がい者支援センター.....	//
米沢市社会福祉協議会.....	//
サポートセンターおきたま.....	6
民生委員・児童委員.....	//
米沢市身体障がい者福祉協会.....	//
日本喉摘者福祉団体連合会 発声教室 山彦会.....	//
身体障害者相談員.....	7
知的障害者相談員.....	//



手帳

身体障害者手帳.....	8
療育手帳.....	9
精神障害者保健福祉手帳.....	10



年金・手当

障害基礎年金（国民年金）	1 1
障害厚生年金（厚生年金）	1 2
障害手当金	//
特別障害者手当	1 3
障害児福祉手当	//
特別児童扶養手当	//
重度心身障がい児養育手当	1 4
心身障がい者扶養共済制度	//
児童扶養手当	//



医療制度

自立支援医療

①精神通院医療	1 5
②更生医療、③育成医療	1 6
後期高齢者医療	1 7
重度心身障がい（児）者医療	1 8
特定医療費（指定難病）助成事業	//



日常生活

補装具	1 9
日常生活用具	2 0
車いすの無料貸出	2 6
意思疎通支援者の派遣	//
福祉サービス利用援助事業	//
声の広報	2 7
訪問入浴サービス	//

人工透析患者の通院費助成	27
在宅酸素療法者支援事業	28
紙おむつ給付券の交付	29
訪問理美容サービス	30
高齢者等除雪援助員派遣事業	//
高齢者等雪下ろし助成事業	31
押雪軽減支援制度	//
高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）	32
移動支援事業	33
日中一時支援事業	//



税等の軽減

住民税の障害者控除	34
所得税の障害者控除	//
相続税の障害者控除	//
軽自動車税・自動車税の減免	35
自動車税（環境性能割）の減免	36
ストマ用装具の医療費控除	37
マル優など利子の非課税	//
NHK放送受信料の減免	//
点字郵便物等の郵便料減免	38
官製はがきの無料配布（青い鳥はがき）	//
N T T 無料番号案内（ふれあい案内）	39
携帯電話障がい者割引	//



交通

J R 旅客運賃の割引	40
J R 障がい者割引（ジパング倶楽部特別会員制度）	41
私鉄旅客運賃割引	//
フェリー旅客運賃割引	//

航空運賃の割引	41
有料道路通行料金の割引	42
バス運賃の割引	43
タクシー乗車料金の割引	//
乗合タクシー乗車料金の割引	44
福祉タクシー利用助成券	45
自動車運転免許取得費の助成	46
自動車燃料費助成事業	//
自動車改造費の助成	47
介護用自動車改造費等の助成	//
山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度	48
駐車禁止除外標章の交付	49

障がい程度別該当事業一覧表

○……ほぼ該当

△……一部該当

※ 該当になっている事業でも、年齢や所得等に制限

がありますので、詳しくは本文をご覧ください。

		身体障害者手帳																				療育手帳		精神保健手帳			難病患者	ページ					
		視覚障がい					聴覚平衡					音声言語 そしゃく		肢体不自由					内部障がい														
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	1	2	3				
年金手当等	障害基礎年金	国民年金法・厚生年金法施行令の障がい等級表による																													11		
	障害厚生年金・障害手当金																														12		
	特別障害者手当	△	△					△							△	△					△	△			△		△				13		
	障害児福祉手当	△	△					△						△	△					△	△			△		△					13		
	特別児童扶養手当	△	△	△				△	△			△		△	△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△			13		
	重度心身障がい児養育手当	△	△					△						△	△					△	△			△		△						14	
	心身障がい者扶養共済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			14	
	児童扶養手当	△	△					△						△	△					△	△			△		△						14	
医療	自立支援医療（精神・更生・育成）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			15	
	後期高齢者医療	△	△	△				△	△				△	△	△	△	△			△	△	△		△		△	△					17	
	重度心身障がい(児)者医療	○	○	△				○	△				△		○	○	△				○	○	△		○	△	○					18	
	特定医療費（指定難病）助成事業																													○	18		
日常生活	補装具	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						△		19		
	日常生活用具	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					△		20		
	車いすの無料貸出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			26	
	意思疎通支援者の派遣							○	○	△																						26	
	福祉サービス利用援助事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			26	
	声の広報	○	○	○	○	○	○																									27	
	訪問入浴サービス	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△									27	
	人工透析患者の通院費助成																			△												27	
	在宅酸素療法者支援事業																						△	△								28	
	紙おむつ給付券の交付														△	△								△								29	
	訪問理美容サービス														△	△																30	
	高齢者等除雪援助員派遣事業	△	△					△							△	△					△	△			△		△					30	
	高齢者等雪下ろし助成事業	△	△					△							△	△					△	△			△		△					31	
	押雪軽減支援制度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			31
	高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）	○	○	○				○					○		○	○	△				○	○	○		○		○					32	
移動支援事業	○	○												○	○									○	○	○	○	○				33	
日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					33

障がい程度別該当事業一覧表

○……ほぼ該当

△……一部該当

※ 該当になっている事業でも、年齢や所得等に制限

がありますので、詳しくは本文をご覧ください。

		身体障害者手帳																				療育 手帳		精神 保健 手帳			難 病 患 者	ペ ー ジ			
		視覚障がい					聴覚平衡					音声 言語 そしゃく		肢体不自由						内部 障がい											
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	1	2	3		
税 等 の 軽 減 等	所得税・住民税の 障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		34	
	相続税の障害者控除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		34	
	軽自動車税・自動車税の減 免	○	○	○	○			○	○			△		○	○	△	△	△	△	○	○	○		○		○			35		
	自動車税（環境性能割）の減 免	○	○	○	○			○	○			△		○	○	△	△	△	△	○	○	○		○		○			36		
	ストマ用装具の医療費控除																			△	△	△	△						37		
	マル優など利子の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	37	
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		37	
	点字郵便物等の郵便料減免	○	○	○	○	○	○																							38	
	官製はがきの無料配布 （青い鳥はがき）	○	○					○							○	○					○	○			○					38	
	NTT無料番号案内 （ふれあい案内）	○	○	○	○	○	○								○	○									○	○	○	○	○	39	
携帯電話障がい者割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		39	
交 通	J R旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		40	
	J R障がい者割引 （ジバング倶楽部）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							41	
	私鉄旅客運賃割引 フェリー旅客運賃割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		41	
	航空運賃割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		41	
	有料道路割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						42	
	バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	43
	タクシー乗車料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				43	
	乗合タクシー乗車料金の割 引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		44
	福祉タクシー利用助成券	○	○	○				○					○		○	○	△				○	○	○		○		○			45	
	自動車運転免許 取得費の助成														△	△	△	△	△	△										46	
	自動車燃料費助成事業	○	○	○				○					○		○	○	△				○	○	○		○		○			46	
	自動車改造費の助成														△	△	△	△	△	△										47	
	介護用自動車 改造費等の助成														△	△	△													47	
	山形県身体障がい者等用 駐車施設利用証制度	○	○	○	○			△	△	△	△				○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○					△	48
駐車禁止除外 標章の交付	○	○	○	△			○	○						○	△	△	△			○	○	○		○		○				49	



そ う だ ん ま ど ぐ ち

相 談 窓 口

よねざわし しょう しゃしえんしつ しやくしょ かい しゃかいふくしかない
米沢市 障がい者支援室（市役所1階 社会福祉課内）

でんわ だいひょう ファックス
電 話 22 - 5111（代 表） FAX 21 - 1600

しょう ふくしたんとう
障がい福祉担当

しょう じしえんたんとう
障がい児支援担当

ないせん
内線 3602 ~ 3605・3618

【業務内容】

障がい福祉担当：主に18歳以上の障がいのある方の総合的な相談

- ・障害者手帳について・障害者総合支援法 障害福祉サービスについて
- ・障がい者虐待防止センターとしての業務 等

障がい児支援担当：障がいのある子ども（主に18歳未満の方）と親の総合的な相談

- ・児童福祉法 通所支援サービスについて 等

※「障がい」と認定されていない場合でも、お気軽にご相談ください。

していそうだんしえんじぎょうしょ 指定相談支援事業所

○ あずさ

電話：24 - 4335 場所：米沢市大字三沢26100-14

時間：8：30 ~ 17：00（土日、祝日及び年末年始は休み）

○ しょうがい者地域生活支援事業所「すてっぷ」

電話：22 - 0703 場所：米沢市東2-8-54

時間：9：30 ~ 17：00

（奇数週の土曜と偶数週の木曜、日曜祝日及び年末年始は休み）

○ そうだんしえん よねざわ き 相談支援センター米沢とまり木

電話：27 - 1351 場所：米沢市下花沢2-4-48-7

時間：8：30 ~ 17：00（土日、祝日及び法人で定めた休日は休み）

- 【業務内容】
- ・地域で生活する障がいのある方の生活全般に関わる様々な相談
 - ・さまざまな福祉サービスの利用援助や情報提供

しんたいしょう しゃ
身体障がい者
ちてきしょう しゃ
知的障がい者

こうせいそうだんじょ
更生相談所

電話：(023) 627 - 1197 (身体障がい)

(023) 627 - 1364 (知的障がい)

場所：山形市十日町 1-6-6 (福祉相談センター内)

- 【業務内容】
- ・身体障がい者、知的障がい者の援護に必要な専門的判定
(障害者手帳や補装具の判定等)

せいしんほけんふくし
精神保健福祉センター

電話：(023) 624 - 1217

場所：山形市小白川町 2-3-30

- 【業務内容】
- ・精神保健福祉全般に関する相談
 - ・自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の判定
 - ・酒害や薬物問題の相談
 - ・ひきこもりに関する相談
 - ・思春期精神保健に関する相談

※所内での面接相談（予約制）や電話相談を実施しています。

おきたまほけんじょ ちいきほけんふくしか
置賜保健所 地域保健福祉課

電話：22 - 3015 (精神保健福祉担当)

おきたまほけんじょ こ かていしえんか
置賜保健所 子ども家庭支援課

電話：22 - 3205 (難病担当)

場所：米沢市金池 7-1-50

- 【業務内容】
- ・精神保健福祉全般に関する相談
 - ・難病医療福祉に関する相談

やまがたけんなんびょうそうだんしえん
山形県難病相談支援センター

電話：(023) 631 - 6061

場所：山形市小白川町 2-3-30 (山形県小白川庁舎内)

- 【業務内容】
- ・難病に関する相談や情報提供
 - ・療養生活の支援

じどうそうだんじょ
児童相談所

やまがたけんちゅうおうじ どうそうだんじょ
○ **山形県中央児童相談所**

電話：(023) 627 - 1195

場所：山形市十日町 1-6-6（福祉相談センター内）

ちゅうおうじ どうそうだんじょ おきたまちゅうざい
○ **中央児童相談所 置賜駐在**

電話：26 - 6032

場所：米沢市金池 7-1-50（置賜総合支庁内）

- 【業務内容】
- ・児童虐待や家庭で養育が困難な養護に関する相談
 - ・18歳未満の児童を対象にことばなどの発達や知的障がいに関する相談
 - ・盗みや乱暴などの非行、育児やしつけ、不登校などの相談

やまがたけんはったつしょう しゃしえん
山形県発達障がい者支援センター

電話：(023) 673 - 3314

場所：上山市河崎 3-7-1（山形県立こども医療療育センター内）

- 【業務内容】
- ・発達障がいを有する方やそのご家族の相談支援
 - ・発達支援、就労支援 等

よねざわししゃかいふくしきょうぎかい
米沢市社会福祉協議会

電話：24 - 7881 FAX：24-7861

場所：米沢市西大通 1-5-60（米沢市すこやかセンター内）

- 【業務内容】
- ・地域住民の福祉に対する理解と関心を深めるための普及活動
 - ・生活福祉資金の貸付
 - ・障がい者、高齢者、児童、母子、父子福祉に関する事業
 - ・福祉サービス利用援助事業 等

サポートセンターおきたま（おきたましやうがいしゃしゅうぎやう 置賜障害者就業・せいかつしえん 生活支援センター）

電話：（０２３８）２７－１８５６

場所：川西町大字高山１９１３

- 【業務内容】
- ・障がい者の働くこと、働きながら生活していくための相談、助言
 - ・職場実習のあっせん、就職後の職場定着の支援

みんせいいいん 民生委員・じどういいん 児童委員

問合せ：社会福祉課 総務企画担当

電話：２２－５１１１

（内線３６１７）

- 【活動内容】
- ・社会奉仕の精神をもとに、住民の立場に立った相談、助言
 - ・総合的な福祉の推進、向上のための支援

よねざわしんたいしやう 米沢市身体障がい者福祉協会 しゃふくしきやうかい

電話：２４－８１８１（内線１１０）

場所：米沢市西大通 1-5-60（米沢市すこやかセンター１階）

時間：火・木・土曜の午後

- 【活動内容】
- ・身体障がい者福祉の向上、推進のための活動
 - ・身体障がい者の相談、助言

にほんこうてきしゃふくしだんたいれんごうかい 日本喉摘者福祉団体連合会 はっせいきやうしつ 発声教室 やまびこかい 山彦会

電話：（０２３）６４２－５１８１

FAX：（０２３）６２５－２１５０

場所：山形市小白川町２－３－４７（山形市福祉文化センター内）

※ 米沢支部もあり。詳細は、お問い合わせください。

- 【活動内容】
- ・人工喉頭を使った発声練習や情報交換のための教室の開催

身体障害者相談員

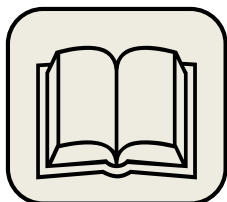
身体障がい者のあらゆる問題に、同じ障がい者の立場からその経験を通して相談に応じます。

氏 名	住 所	電 話
山 田 記 子 や ま だ の り こ	米沢市中央 2 丁目 6 番 6 号 502 号室	090-9740-3382
近 野 謙 治 こ ん の け ん じ	米沢市太田町 2 丁目 1 番 39-3 号	24-3248
福 田 良 子 ふ く だ り ょ う こ	米沢市駅前 4 丁目 3 番 106 号	21-1218
齋 藤 定 雄 さ い と う さ だ お (米沢市身体障がい者福祉協会長)	米沢市太田町 4 丁目 1 番 128-8 号	38-6115
佐 藤 登 志 男 さ と う と し お	米沢市諸仏町 4866 番地の 6	38-3795
清 水 潤 し み す じ ゅ ん	米沢市矢来 1 丁目 3 番 65 号	22-8199
木 村 毅 き む ら た け し	米沢市金池 7 丁目 3 番 46 号	21-1661
羽 生 由 美 子 は に ゅ う ゆ み こ	米沢市下花沢 3 丁目 1 番 5 号	22-6079
藤 身 貴 一 ふ じ み き い ち	米沢市中田町 795 番地の 17	37-2273
我 妻 收 子 わ が つ ま か す こ	米沢市塩井町塩野 798 番地の 5	21-6431
我 妻 次 雄 わ が つ ま つ ぎ お	米沢市諸仏町 3580 番地の 2	38-3375

知的障害者相談員

知的障がい者の生活指導や養育など、身近な相談に応じます。

氏 名	住 所	電 話
佐 藤 美 智 子 さ と う み ち こ	米沢市城西 2 丁目 3 番 32 号	22-6300
金 子 智 子 か ね こ ち も こ	米沢市吾妻町 3 番 57-28 号	38-4439
山 口 好 江 や ま ぐ ち よ し え	米沢市吾妻町 3 番 16 号	38-5150
山 下 望 美 や ま し た の そ み	米沢市舘山 4 丁目 4 番 35 号	090-7328-4372



て ち ょ う 手 帳

しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

身体に障がいのある方が、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

障がいの種類や程度により、1級から6級までの手帳が交付されます。

申請に必要なもの

- 申 請 書
- 指定医の診断書
- 写 真 1 枚 … 縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以上、ポラロイド不可、デジタルカメラは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
- 個人番号（マイナンバー）の確認書類

用紙は社会福祉課にあります。

程度の変更、障がい名の追加

障がいの程度が変わった時や新たに障がいが生じた時は、①、又は②の手続きが必要です。

①指定医の診断書での申請 … 上記の「申請に必要なもの」をそろえて社会福祉課で申請

②巡回相談での申請 … 毎年春と秋の年2回、米沢市内の会場での無料診察（※注 1,2）

※注 1：対象は肢体不自由・聴覚のみ。

肢体不自由の場合は、原則新規申請不可で、程度変更のみが対象。

※注 2：時期が近づきましたら「広報よねざわ」にてご案内します。

住居地や氏名等の変更

手帳を持参のうえ、社会福祉課で変更届出をしてください。

なお、市外に転出される場合は、転出先にて届出をしてください。

手帳の返還

死亡等の理由で手帳を使用しなくなった場合は、手帳の返還が必要です。

手帳を持参のうえ、社会福祉課にて返還届出をしてください。

級	障がいの名															
	視覚	聴覚	平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由					心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう 又は直腸機能	小腸機能	肝臓機能	免疫機能
					上肢	下肢	体幹	乳幼児以前の非進行性の 脳病変による運動機能								
								上肢機能	移動機能							
1	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○			○	○	○	○	○						○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○		○		○	○	○	○	○							
6	○	○			○	○		○	○							

りょういくてちょう
療育手帳

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

知的障がいの方に一貫した指導・相談を行うとともに、当該者が各種の援護を受けやすくするための手帳です。

障がいの程度に応じて「A（重度）」または「B（それ以外）」の手帳が交付されます。

申請に必要なもの

- 申 請 書
 - 個人票、世帯票
 - 同 意 書
 - 写 真 1 枚 … 縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以内、帽子不可、
デジタルは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
 - 個人番号（マイナンバー）の確認書類
- } 用紙は社会福祉課にあります。

なお、申請後は下記の判定機関で程度の判定を受けます。

【判定機関】 18歳未満 → 中央児童相談所
18歳以上 → 知的障がい者更生相談所

} 4、5ページ参照

程度確認

手帳交付後も一定期間毎に程度を確認する判定を受けなければなりません。

	対 象	再判定時期
知的 障がい児	1 就学前の児童及び学齢以上の児童で、障がい程度の変更が予想される児童	2 年後
	2 上記以外の児童	5 年後
知的 障がい者	1 18歳以上の者で、障がい程度の変更が予想される者	5 年後
	2 上記以外の者	無期又は必要と考えられる年数

住居地や氏名等の変更

手帳を持参のうえ、社会福祉課で変更届出をしてください。

なお、市外に転出される場合は、転出先にて届出をしてください。

手帳の返還

死亡等の理由で手帳を使用しなくなった場合は、手帳の返還が必要です。

手帳を持参のうえ、社会福祉課で返還届出をしてください。

精神障害者保健福祉手帳 ※個人番号（マイナンバー）必要

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

（内線3602～3605・3618）

精神障がいのある方が各種の援護を受けやすくするための手帳です。

精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付され、

障がいの程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。

申請に必要なもの ※①または②の申請の場合でも、個人番号の確認書類が必要です。

申請は、下記の①または②の方法で手続きして下さい。

① 医師の診断書を添付する方法

- 申 請 書
 - 医師の診断書 ※
 - 写 真 1 枚 … 縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以内、帽子不可、
デジタルは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
- 用紙は社会福祉課にあります。
※初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの

② 障害年金証書等の写しを添付する方法

- 申 請 書
 - 同 意 書
 - 精神障がいを支給事由とする年金給付を受けていることの証明書類の写し
（次のどちらか）
 - ア．年金証書または直近の年金振込（支払）通知書の写し
 - イ．特別障害給付金受給資格者証または直近の国庫金振込（送金）通知書の写し
 - 写 真 1 枚 … 縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以内、帽子不可、
デジタルは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
- 用紙は社会福祉課にあります。

更新申請

手帳の有効期限は2年となっていますので、更新する場合は手続きが必要です。

上記と同様に①、又は②の方法で、有効期限の概ね3カ月前から手続き可能です。

住居地や氏名等の変更

手帳と印鑑を持参のうえ、社会福祉課で変更届出をしてください。

なお、市外に転出される場合は、転出先にて届出をしてください。

手帳の返還

死亡等の理由で手帳を使用しなくなった場合は、手帳の返還が必要です。

手帳と印鑑を持参のうえ、社会福祉課で返還届出をしてください。



ねんきん てあて 年金・手当

しょうがい き そねんきん

障害基礎年金（国民年金）

問合せ 及び 申請先：保険年金課 年金担当（1階12番）

電 話：22 - 5111

（内線3207, 3208）

国民年金加入中に、病気やケガで障害等級に該当する状態になったとき、要件を満たせば受給できる年金です。

申請に必要なもの

請求の方法や内容により異なりますので、上記でご相談ください。

受 給 要 件

●次のA B Cのすべてに該当すること。

A 障がいの原因となった病気やけがの初診日（※1）が次のいずれかの間にあること。

- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20 歳前または 60 歳以上 65 歳未満の年金未加入期間

注）老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

B 障がいの原因となった病気やけがによる障がいの程度が、障がい認定日（※2）又は 20 歳に達したときに、障害基礎年金の障害認定基準に該当すること。

C 保険料の納付要件（※3）を満たしていること。

注）20 歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

※1 初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

※2 障がい認定日：障がいの程度を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から起算して 1 年 6 か月経過した日、又は 1 年 6 か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日

※3 納付要件：初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が 3 分の 2 以上あること。

注）特例もありますので、上記窓口にてご相談ください。

しょうがいこうせいねんきん

障害厚生年金（厚生年金）

問合せ 及び 申請先：米沢年金事務所

電 話：２２－４２２０

厚生年金加入中に、病気やケガで障害等級に該当する状態になったとき、要件を満たせば受給できる年金です。

申請に必要なもの

請求の方法や内容により異なりますので、上記でご相談ください。

受 給 要 件

●次の[A] [B] [C]のすべてに該当すること。

- [A] 厚生年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日があること。
- [B] 障がいの原因となった病気やけがによる障がいの程度が、障がい認定日に障害厚生年金の障害認定基準に該当すること。
- [C] 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

※ 各種基礎年金との併給については、年金事務所にお問い合わせ下さい。

しょうがいてあてきん

いちじきん

障害手当金（一時金）

問合せ 及び 申請先：米沢年金事務所

電 話：２２－４２２０

障がいの程度が軽く、厚生年金法で定める障がいの程度表に該当しない場合に支給される一時金です。

受 給 要 件

●次の[A] [B] [C]のすべてに該当すること。

- [A] 厚生年金保険の被保険者である間に、初診日があること。
- [B] 障がいの原因となった病気やけがが初診日から５年以内に治り（症状が固定し）、その治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い状態であって、障害手当金の認定基準に該当すること。
- [C] 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602~3605・3618)

20歳以上で、精神、又は身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給されます。

手 当 額 月額 29,590円（支給月は2、5、8、11月）

支給制限 次の事項に該当するときは支給されません。

- 一定以上の所得のある場合 ○ 福祉施設等に入所している場合
- 病院等に3カ月以上入院している場合

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602~3605・3618)

20歳未満で、精神、又は身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童に支給されます。

手 当 額 月額 16,100円（支給月は2、5、8、11月）

支給制限 次の事項に該当するときは支給されません。

- 一定以上の所得のある場合 ○ 児童が福祉施設等に入所している場合
- 児童が障がいを理由とする年金を受けている場合

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602~3605・3618)

心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を、在宅で養育している保護者に支給されます。

手 当 額 月額 （1級）56,800円 （2級）37,830円
（支給月は4、8、11月）

支給制限 次の事項に該当するときは支給されません。

- 一定以上の所得のある場合 ○ 福祉施設等に入所している場合

じゅうどしんしんしょう じょういくてあて

重度心身障がい児養育手当

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111（内線 3602～3605・3618）

3歳以上20歳未満の重度障がい児を、在宅で養育している保護者に支給されます。

（身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級に該当する児童）

手 当 額 月額 3,000円（支給月は1、4、7、10月）

支給制限 次の事項に該当するときは支給されません。

- 福祉施設等に入所している場合

しんしんしょう しゃふようきょうさいせいど

心身障がい者扶養共済制度

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111（内線 3602～3605・3618）

共済に加入している心身障がい(児)者の保護者が死亡した場合などに、残された

障がい(児)者に対して年金を支給します。（掛金は加入時の年齢により異なります。）

支 給 額 ひとくち加入の場合：月額 20,000円

ふたくち加入の場合：月額 40,000円（ふたくちが限度です）

加入要件 山形県内に住所があり、心身障がい(児)者を扶養している65歳未満の健康な人

じどうふようてあて

児童扶養手当

問合せ 及び 申請先：子育て支援課 給付担当（1階14番）

電 話：22 - 5111（内線 3709）

父又は母の死亡や離別、生死不明の場合や、父又は母が一定の障がいを持っている場合、その児童を養育している方に支給されます。

※ 児童とは18歳になった年度末までですが、一定の障がいがある児童の場合は20歳未満となります

手 当 額 手当は年間所得額等により決まります。

R7.4.1 時点

対象児童数	全部支給(月額)	一部支給(月額)	全部停止
1人	46,690円	46,680円～11,010円	0円
2人目以降の加算額(1人につき)	11,030円	11,020円～ 5,520円	

※支給月は、5、7、9、11、1、3月

※障がいの状態により該当しない場合や、年金の受給状況により手当額が発生しない場合があります。



医療制度

じりつしえんいりょう

自立支援医療（①精神通院医療 ②更生医療 ③育成医療）

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

（内線3602～3605・3618）

障がいの種類や程度に応じて、その障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療について原則 1割負担（世帯の市民税の課税状況や本人の収入に応じて負担上限あり）で必要な治療等を受けられます。

指定医療機関にかかった場合のみ適用され、所得の多い世帯では、適用外になる場合もありますのでご注意ください。

申請して自立支援医療の該当となる方には、受給者証が交付されます。

せいしんつういんいりょう

① 精神通院医療

精神障がい（統合失調症、躁うつ病、うつ病、認知症、てんかん等）の治療上必要と認められる医療が対象ですので、医療機関でご相談の上、申請してください。

有効期間は最長1年間で、有効期限の3カ月前から再認定の手続きが可能です。

申請に必要なもの

- 申 請 書
- 閲覧承諾書
- 医師の診断書
- 印 鑑 ※本人申請の場合不要
- 健康保険証の情報がわかるもの … コピーでも可
- 個人番号（マイナンバー）の確認書類…同一保険加入者分
- 受給している年金額が分かるもの（年金振込通知書、振込がある通帳等の写し）
※障害年金や遺族年金を受給されている方のみ

用紙は社会福祉課にあります。

医療機関、薬局、保険証、居住地等の変更

受給者証の記載事項に変更があるときは、受給者証、保険証、印鑑を持参の上、届出をしてください。

② こうせいいりょう 更生医療

身体障害者手帳を所持している 18歳以上の方で、手術などにより、障がいが改善
又は、機能の維持が保たれる見込みがある場合、その医療費の一部が助成されます。

対象となる治療例 ペースメーカーの植え込み、人工透析、腎移植、肝移植
人工関節置換術、抗免疫療法 など

申請に必要なもの

- 申 請 書
 - 閲覧承諾書
 - 意見書、明細書
- } 用紙は社会福祉課にあります。
- 印 鑑 ※本人申請の場合不要
 - 健康保険証の情報がわかるもの … コピーでも可
 - 個人番号（マイナンバー）の確認書類…同一保険加入者分
 - 特定疾病療養受領証（コピー可） ※人工透析をされている方のみ
 - 受給している年金額が分かるもの（年金振込通知書、振込がある通帳等の写し）
※障害年金や遺族年金を受給されている方のみ

治療内容、医療機関、薬局、保険証、居住地等の変更

受給者証の記載事項に変更があるときは、受給者証、保険証、印鑑を持参の上、
届出をしてください。ただし、治療内容、又は、医療機関の変更がある場合は、
意見書と明細書の添付が必要です。

③ いくせいりょう 育成医療

身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり
するための手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される場合、その医療費の
一部が助成されます。 ※身体障害者手帳の有無は問いません。

申請に必要なもの

- 申 請 書
 - 閲覧承諾書
 - 意 見 書
- } 用紙は社会福祉課にあります。
- 印 鑑 ※本人申請の場合不要
 - 健康保険証の情報がわかるもの … 対象児童と児童を扶養している方のもの。
コピーでも可
 - 個人番号（マイナンバー）の確認書類・・・同一保険加入者分

治療内容、医療機関、薬局、保険証、居住地等の変更

受給者証の記載事項に変更があるときは、受給者証、保険証、印鑑を持参の上、
届出をしてください。ただし、治療内容、又は、医療機関の変更がある場合は、
意見書の添付が必要です。

こうきこうれいしゃいりよう
後期高齢者医療

問合せ 及び 申請先：保険年金課 保険給付担当（1階12番）

電 話：22 - 5111

（内線3202～3205）

65歳以上75歳未満で下記に該当する方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

対 象 者 次のいずれかに該当する場合

- 身体障害者手帳1～3級・4級の一部（総合等級） ● 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1、2級 ● 障害基礎年金1、2級受給中

負担割合・区分		対象者	1 か月あたりの限度額	
			外来	入院
3割負担	現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得 690 万円以上（※1）	252,600 円＋（医療費の総額－842,000 円）×1%	
	現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得 380 万円以上（※1）	167,400 円＋（医療費の総額－558,000 円）×1%	
	現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得 145 万円以上（※1、2）	80,100 円＋（医療費の総額－267,000 円）×1%	
2割負担	一般 （一定以上所得）	住民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の世帯で、一定以上の収入・所得がある方（※1、3）	18,000 円	57,600 円
1割負担	一般	現役並み所得にも、一般（一定以上所得）にも、低所得Ⅰ・Ⅱにもあてはまらない方（※3）		
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方など		24,600 円
	低所得Ⅰ	住民税非課税世帯で、 ①世帯全員の所得がなく、年金収入が 80 万円以下の世帯員のみの方 ②老齢福祉年金受給者など	8,000 円	15,000 円

- ※1 前年の 12 月 31 日（1 月から 7 月までの場合は前々年）現在で、同一世帯に 19 歳未満の控除（扶養）対象者がいる世帯については、負担割合判定の際の住民税課税所得金額から、さらに調整額が控除されます。
- ※2 昭和 20 年 1 月 2 日以降に生まれた被保険者で、本人および同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から 43 万円を引いた額）の合計が 210 万円以下の被保険者および同一世帯の被保険者は、1 割負担もしくは 2 割負担となります。
- ※3 「一定以上所得」とは、加入者が 1 人の場合「年金収入＋その他の合計所得」が 200 万円以上、2 人以上であれば加入者全員の「年金収入＋その他の合計所得」が 320 万円以上の世帯の方となります。

じゅうどしんしんしょう じ しやいりょう 重度心身障がい（児）者医療

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111（内線3602～3605・3618）

重度障がいを持つ方の医療費の自己負担分（保険適用に限る）が軽減されます。

対 象 者 次のいずれかに該当する場合

- 身体障害者手帳1、2級（総合等級） ● 療育手帳A
- 精神保健福祉手帳1級 ● 公的障害年金1級受給中
- 身体障害者手帳3級、かつ、療育手帳B
- 特別児童扶養手当1級、又は、特別障害者手当受給中

内 容 世帯の課税状況や所得に応じて、次のように分類されます。

- ① 一部負担金有：1割負担
- ② 一部負担金無：自己負担なし
- ③ 非該当（生活保護世帯を含む）

とくていいりょうひ していなんびょう じょせいじぎょう 特定医療費（指定難病）助成事業

問合せ及び申請先：置賜保健所 子ども家庭支援課

電 話：22 - 3205

この制度は、国が定めた対象疾患にかかり、長期の療養が必要となった方の医療費助成制度です。

【 対 象 疾 病 】

対象疾病は国が定めた疾病であり、令和6年4月1日より369疾病となりました。

疾病ごとに認定の基準がありますので、認定基準を主治医の先生にご確認いただき、申請についてご相談ください。

認定の基準は、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。



に ち じ ょ う せ い か つ

日常生活

ほ ぞ う ぐ 補装具

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

身体障害者手帳所持者や難病の方が、職業や日常生活の利便を図るために必要な補装具の交付、修理をします。購入する前に、手続きが必要です。

対象者 ● 身体障害者手帳を所持する方 ● 厚生労働省指定の難病の方（369 疾患）

申請に必要なもの ● 申請書 … 用紙は社会福祉課にあります。

● 個人番号（マイナンバー）の分かる書類（本人と配偶者分）

※障がい児の場合は、世帯員全員分

● 身体障害者手帳、又は、難病等に罹患していることがわかる
証明書（診断書や特定疾患医療受給者証等）

● 印 鑑 ※本人申請の場合不要 ● 見積書 ● 意見書

費用負担 原則1割負担

（世帯の市民税課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。）

注意点 ●介護保険該当者（65歳以上、40～64歳で特定疾病の方）の方で、
介護保険での貸与可能な種目（既製品の車いす、歩行器、歩行補助杖など）に
ついては、介護保険で利用していただくことになります。

●補聴器、装具、車いす等は巡回相談での申請・判定も可能です。

※巡回相談については、8ページの程度の変更、障がい名の追加の②を参照。

障がいの内容や程度に応じ、下表の補装具の購入費（修理費）が支給されます。

視 覚	義眼、矯正眼鏡遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ 盲人用安全つえ（意見書不要）
聴 覚	補 聴 器
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具（上肢・体幹・下肢・靴型）、車いす 座位保持装置、電動車いす、歩行器、歩行補助杖
肢体不自由及び 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
障がい児	※条件に該当すれば、上記の補装具の申請も可能です。 座位保持いす（車載用を含む）、起立保持具、頭部保持具、 排便補助具

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

在宅の重度心身障がい者や難病の方の日常生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減したりするために、次表の用具を給付します。

購入する前に、手続きが必要です。

対象者 ● 次表の、障がい及び程度に該当する方

● 厚生労働省指定の難病の方（369 疾患）

申請に必要なもの ● 申請書 … 用紙は社会福祉課にあります。

● 該当する障がいがかかる手帳、又は、難病等に罹患していることがわかる証明書（診断書や特定疾患医療受給者証等）

● 見積書

費用負担 原則 1 割負担

（世帯の市民税課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。）

注意点 ○各用具毎に基準額が定められています。

業者からの見積額が基準額を超えた場合、差額分は全額利用者負担となります。

○介護保険該当者（65歳以上、40～64歳で特定疾病の方）の方で、介護保険と共通する種目（次表の「◎」）については、介護保険サービスによる利用となります。

○**総合等級**とは、身体障害者手帳の表面にある「身体障害者等級表による級別」に記載されている等級です。

○**個別等級**とは、身体障害者手帳の内側にある障がいごとに区分されたそれぞれの等級です。

【例】上肢障がい 3級（個別等級） ＋ 下肢障がい 4級（個別等級）

＝ 身体障害者等級表による級別 2級（総合等級）

○「ストマ用装具」（消化器系・泌尿器系）については、最大6カ月分まで給付可能で、通常は9月と3月が申請月となっていますので、継続して必要な方はお忘れにならないようご注意ください。

日常生活用具一覧表

① 介護・訓練支援用具

種 目	性 能	対 象 要 件
◎特殊寝台	腕・脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	・ 下肢機能障がい 2 級以上 又は 体幹機能障がい 2 級以上（個別等級） ・ 難病等で寝たきりの方
◎特殊マット	褥瘡又は失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの	・ 3 歳以上の障がい児で 下肢機能障がい 2 級以上 又は 体幹機能障がい 2 級以上（個別等級） ・ 常時介護を要する障がい者で 下肢機能障がい 1 級以上 又は 体幹機能障がい 1 級以上（個別等級） ・ 常時介護を要する重度の知的障がい者 又は 3 歳以上の知的障がい児 ・ 難病等で寝たきりの方
◎特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、使用者又は介護者が容易に使用できるもの	・ 常時介護を要する障がい児又は障がい者で 下肢機能障がい 1 級以上 又は 体幹機能障がい 1 級以上（個別等級） ・ 難病等で自力で排尿できない方
◎入浴担架	使用者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	・ 入浴に介助が必要な 3 歳以上の障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい 2 級以上 又は 体幹機能障がい 2 級以上（個別等級）
◎体位変換器	使用者の体位変換が容易なもの	・ 下着交換等に介助が必要な障がい者 又は 就学している障がい児で 下肢機能障がい 2 級以上 又は 体幹機能障がい 2 級以上（個別等級） ・ 難病等で寝たきりの方
◎移動用リフト	使用者の移動が容易なもの ◆天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く	・ 3 歳以上の障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい 2 級以上 又は 体幹機能障がい 2 級以上（個別等級） ・ 難病等で下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方
訓練いす	原則として付属のテーブルをつけたもの	・ 3 歳以上の障がい児で 下肢機能障がい 2 級以上 又は 体幹機能障がい 2 級以上（個別等級）
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	・ 就学前の障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい 2 級以上 又は 体幹機能障がい 2 級以上（個別等級） ・ 難病等で下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方

② 自立生活支援用具

◎入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、使用者又は介助者が容易に使用できるもの ◆設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	- 入浴に介助を要する3歳以上の障がい児又は 障がい者で 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方 - 難病等で入浴に介助を必要とする方
◎便器	使用者が容易に使用でき、手すりが付けられるもの ◆取替に当たり住宅改修を伴うものを除く	- 就学している障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい2級以上（個別等級）又は 体幹機能障がい2級以上（個別等級） - 難病等で常時介護を要する方
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	- 平衡機能障がい 又は 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有し 転倒等により頭部を強打するおそれがある方 - 重度の知的障がい児 又は 重度の知的障がい者で てんかん発作等により頻繁に転倒する方
杖	T字状、又は棒状の一本杖 ◆補装具及び介護保険の給付対象の杖を除く	平衡機能障がい もしくは 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方
◎移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具（手すりやスロープ等） ◆設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	- 家庭内の移動等において介助を要する3歳以上の障がい児 又は 障がい者で 平衡機能障がい 又は 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方 - 難病等で下肢機能障がいを有する方
特殊便器	足踏みペダル等にて温水・温風が出るもので、排便後の処理が容易にできるもの ◆取替に当たり住宅改修を伴うものを除く	- 就学している障がい児 又は 障がい者で 上肢機能障がい2級以上（個別等級） - 重度の知的障がい児 又は 重度の知的障がい者 - 難病等で上肢障がいを有する方
火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで通報するもの	- 障がい等級2級以上（総合等級） - 重度の知的障がい児 又は 重度の知的障がい者 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	- 障がい等級2級以上（総合等級） - 重度の知的障がい児 又は 重度の知的障がい者 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
電磁調理器	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用できるもの	- 視覚障がい2級以上（個別等級） ※盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯 - 重度の知的障がい者
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	使用者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上（個別等級）
聴覚障がい者用 屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	- 聴覚障がい2級以上 ※聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯

③ 在宅療養等支援用具

種 目	性 能	対 象 要 件
動脈血中酸素飽和度測定機	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能で、難病等にある方が容易に使用できるもの	・人工呼吸器の装着が必要な方
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	・3歳以上の障がい児 又は 障がい者でじん臓機能障がい3級以上（個別等級） ※使用者がCAPDによる透析療法を行う場合に限る
ネブライザー（吸入器）	使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で呼吸器機能障がい3級以上（個別等級） ・前項に規定する障がいと同程度の障がいを有し、本装置が必要であると認められる方 ・難病等で呼吸器機能障がいを有する方
電気式たん吸引器	使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で呼吸器機能障がい3級以上（個別等級） ・前項に規定する障がいと同程度の障がいを有し、本装置が必要であると認められる方 ・難病等で呼吸器機能障がいを有する方
酸素ボンベ運搬車	使用者が容易に使用できるもの	・医療保険における在宅酸素療法を行う方
視覚障がい者用体温計（音声式）	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がい2級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
視覚障がい者用体重計	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がい2級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
視覚障がい者用血圧計（音声式）	使用者が容易に使用できるもの。	・視覚障がい2級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る

④ 情報・意思疎通支援用具

点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	・視覚障がい 及び 聴覚障がいを有しそれぞれ2級以上のもの（個別等級） ※必要と認められる場合に限る
点字器	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がいを有する方
点字タイプライター	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がい2級以上 ※本人が就労、もしくは就学、又は 就労が見込まれる場合に限る
視覚障がい者用ポータブルコーダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品であって、使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で視覚障がい2級以上（個別等級）
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	音声コードに記録されている情報を読み取り音声聞くことができ使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で視覚障がい2級以上（個別等級）

視覚障がい者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの	・視覚障がいを有する方
視覚障がい者用 時計 (音声式、触読式)	使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で視覚障がい2級以上（個別等級） ※音声時計は手指の触覚に障がい等があるため触読式時計の使用が困難な方を原則とする
点字図書	点字により作成された図書	・情報の入手を主に点字によって行っている視覚障がいを有する方
聴覚障がい者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で聴覚障がいを有し、音声・言語のみを用いて意思疎通することが困難な方 ※コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
聴覚障がい者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの番組又は字幕及び手話通訳の映像を合成した番組を受信するもので、その映像を画面に出力する機能を有するもの ※災害時の緊急信号を受信できるものとする	・聴覚障がいを有する方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
携帯用会話 補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で肢体不自由を有し、音声・言語のみを用いて意思疎通することが困難な方 ・就学している障がい児 又は 障がい者で音声機能障がい 又は 言語機能障がいを有し、音声・言語のみを用いて意思疎通することが困難な方
情報・通信支援 用具	パソコンを操作する際に必要とする画面音声化ソフトウェアや障がいに適した入力装置	・視覚障がい 又は 上肢障がいを有する方

⑤ 情報・意思疎通支援用具

人工喉頭	顎下部等にあてた電動板を駆動させ構音化するもので、使用者が容易に使用できるもの	・喉頭を摘出した音声言語障がいを有する方
埋込型人工喉 頭用人工鼻	シャント発声を可能とするもの	・喉頭を摘出した音声機能障がいを有し、常時埋込型の人工喉頭を使用する者

⑥ 排泄管理支援用具

種 目	性 能	対 象 要 件
ストマ用装具	身体に装着して排泄物をためるもの（消化器系・泌尿器系）	・直腸機能障がいを有し 人工肛門のストマを造設した方 ・ぼうこう機能障がい を有し 尿路変更のストマを造設した方
紙おむつ		・治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚びらん、ストマの変形等のためにストマを装着できず おむつ等の用具を必要とする方
収尿器	収尿器とストマ装具（泌尿器系）で構成され、尿の逆流装置のついたもの、もしくはそれと同等の機能を持つデポジット式のもの	・脊髄損傷等により常時失禁状態にある方

⑦ 住宅改修費

◎居宅生活動作補助用具	使用者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい３級以上 又は 体幹機能障がい３級以上 又は 移動機能障がい３級以上 （個別等級） ※ただし、特殊便器への取替えをする場合は 上肢障がい２級以上（個別等級） ・難病等で下肢機能障がい 又は 体幹機能障がい を有する方
-------------	-----------------------------------	---

くるま むりょうかしだし
車いすの無料貸出

問合せ 及び 申請先：米沢市社会福祉協議会

電 話：24 - 7881

又は 問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3606・3618)

急なケガや旅行等で一時的に車いすが必要となった方に、車いすを貸し出します。

貸出期間 ● 米沢市社会福祉協議会の場合 … 最長1ヶ月

● 社会福祉課の場合 … 1週間程度

利用方法 申請書の記入が必要です。

なお、台数に限りがありますので、上記まで事前にお問い合わせください。

GW・盆正月の行楽シーズン等は、先着順での貸出しとなります。

い し そつうしえんしゃ はけん しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん
意思疎通支援者の派遣 (手話通訳者又は要約筆記者の派遣)

問合せ：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

FAX：21 - 1600

聴者との意思疎通を円滑にするために手話通訳又は要約筆記を必要とする場合、

意思疎通支援者を派遣します。

対 象 者 聴覚障がいを有する方

申請方法 事前に登録が必要ですので、上記までお問い合わせください。

ふくし りょうえんじょじぎょう
福祉サービス利用援助事業

問合せ：米沢市社会福祉協議会

電 話：24 - 7881

内 容 知的障がい者・精神障がい者・認知症の方（金銭管理に不安のある方）の
日常的な金銭管理を基本に、必要に応じて権利証や通帳などの大切な書類の管理、
各種手続や支払のお手伝いをします。

利 用 料 1回あたり1,500円（1時間程度）※ 生活保護受給者は利用料免除

利用方法 上記まで、お問い合わせください。

こえ こうほう
声の広報

問合せ：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

文字を読むのが困難な視覚障がい者に対して、市が発行している広報「よねざわ」を音訳したCDを配布します。

対 象 者 身体障害者手帳（視覚障がい）を有する方

利用方法 上記まで、お問い合わせください。

ほうもんにゅうよく

訪問入浴サービス

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し定期的に入浴サービスを提供します。

訪問回数 原則として週2回ですが、障がい者の身体状況に応じます。

費 用 一部負担あり（世帯の市民税課税状況に応じて負担上限があります。）

申請方法 上記まで、ご相談ください。

※ ただし、介護保険サービス利用者は介護保険制度が優先されます。

じんこうとうせきかんじゃ つういんひじょせい

人工透析患者の通院費助成

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

じん臓機能障がい者が人工透析療法を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成します。

対 象 者 じん臓機能障がい者を有し、生計中心者の所得税が非課税の世帯に属する方

※ 生活保護受給中の方は除く

申請方法 半期ごと（前期4～9月分、後期10月～翌年3月分）の助成になるため、該当する方には9月頃(前期分)と3月頃(後期分)に申請書を郵送します。

申請書が届いて希望される方は、案内をもとに手続きしてください。

ざいたくさんそりょうほうしゃしえんじぎょう

在宅酸素療法者支援事業

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

内 容 在宅酸素療法を行っている呼吸器機能障がい者に対し、その酸素供給装置の使用に係る電気代の一部を助成します。

対 象 者 ①と②の両方に該当する方

① 医師の処方に基づいて在宅酸素療法を行っている方

② 呼吸器機能障がい3、4級（個別等級）

※ ただし、下記の方は対象外です。

- 身体障害者手帳1、2級（総合等級）
- 療育手帳A ● 精神障害者保健福祉手帳1級
- 身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方の所持者
- 各種障害年金1級受給者 ● 特別児童扶養手当1級受給者
- 特別障害者手当受給者 ● 生活保護受給者 ● 施設入所者

支 給 額 月額1,600円

利用方法 上記まで、お問い合わせください。

かみ きゅうふけん こうふ
紙おむつ給付券の交付

問合せ 及び 申請先：社会福祉課障がい者支援室又は高齢福祉課高齢者福祉担当

電 話：22 - 5111（内線3602～3605・3618）または(3910)

内 容 市内の指定店から紙おむつを購入することができる給付券を交付します。

対 象 者 下記のいずれかに該当する方で、かつ、

同じ世帯全員が市民税額13万円以下の世帯に属する方

対象要件	世帯の課税状況 給付額（月額）	申請先
介護保険の認定が、要介護3・4・5の方	非課税世帯 7,000円（月額）	市役所 1階 高齢福祉課
	課税世帯 5,000円（月額）	
下記の条件をすべて満たす方 ・要介護1・2、要支援1・2のいずれかに該当 ・要介護認定における主治医意見書もしくは認定調査票の「障がい高齢者の日常生活自立度」がB1以上C2までに該当、もしくは、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢa以上Mまでに該当 （3か月以上の入院で、介護認定を受けることが困難な場合、医師の意見書の提出で認める場合あり）	非課税世帯 4,000円（月額）	市役所 1階 高齢福祉課
	課税世帯 3,000円（月額）	
下記のいずれかに該当する方 ・下肢または体幹または移動機能障害のいずれかが1，2級（個別等級） ・療育手帳A	非課税世帯 7,000円（月額）	市役所 1階 社会福祉課
	課税世帯 5,000円（月額）	

※ 生活保護受給者は、対象にはなりません。

※ 介護保険施設や障がい者支援施設に入院・入所している方は、対象にはなりません。

申請方法 該当する申請先にて、手続きしてください。

※ 申請月分から交付します。紛失等による再交付はできません。

ほうもん り びよう

訪問理美容サービス

問合せ 及び 申請先：社会福祉課障がい者支援室又は高齢福祉課高齢者福祉担当

電 話：22 - 5111（内線3602～3605・3618）または（3910）

内 容 理髪店や美容院に出向いて散髪等を行うことが困難な場合、自宅で散髪等をしてもらいやすいよう、理美容院の出張訪問に要する費用の一部を助成します。

助 成 額 出張1回につき2,000円（年度4回を支給します。）

対 象 者 次のいずれかに該当する方

- 介護保険の認定が要介護3、4、5
- 下肢機能障がい1、2級 ● 体幹機能障がい1、2級
- 移動機能障がい1、2級 （それぞれ個別等級）

申請方法 身体障害者手帳をご持参の上、上記で手続きしてください。

※ 年度ごとに申請が必要です。

こうれいしゃとうじよせつえんじょいんはけんじぎょう

高齢者等除雪援助員派遣事業

問合せ 及び 申請先：高齢福祉課 高齢者福祉担当

電 話：22 - 5111（内線3910）

内 容 住居の除雪を自力で行うことが困難な方に対して、12月から翌年3月までの間に除雪作業をお手伝いする援助員を派遣します。

（12月29日～1月3日を除く）

- 除雪範囲 … 道路から玄関までの生活道の確保
- 派遣回数 … 最高10回（一部地域は12回）まで

対 象 者 ①と②の両方に該当する方

① 世帯に属するすべての方が次のいずれかの要件に該当すること

ア) 65歳以上 イ) 身体障害者手帳1、2級（総合等級）

ウ) 療育手帳A エ) 精神障害者保健福祉手帳1級

オ) 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

② 世帯に属するすべての方が市民税額3万円以下

利 用 料 1回あたり 手作業330円 除雪機使用850円

利用方法 上記まで、お問い合わせください。

こうれいしゃとうゆ き お ろ し じょせいじぎょう

高齢者等雪下ろし助成事業

問合せ 及び 申請先：高齢福祉課 高齢者福祉担当

電 話：22 - 5111（内線3910）

内 容 自力で雪下ろしができない高齢者等に対し、年3回（一部地域は4回）まで雪下ろしに要した費用の助成を行います。（対象月：12月～3月）

対 象 者 ①と②の両方に該当する方

① 世帯に属するすべての方が次のいずれかの要件に該当すること

ア）65歳以上 イ）身体障害者手帳1、2級（総合等級）

ウ）療育手帳A エ）精神障害者保健福祉手帳1級

オ）出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

② 世帯に属するすべての方が市民税額3万円以下

※ 税法上の扶養親族がいる場合、親族からの援助が受けられる場合、生活保護受給者は、対象外

利用方法 上記までお問い合わせください。

備 考 1回の雪下ろしにかかった費用のうち10,000円を上限として助成金を交付

※助成金を雪下ろし業者に直接支払うこと(委任払い)も、可能とします。

おしゆきけいげんしえんせいど

押雪軽減支援制度

問合せ 及び 申請先：土木課 雪対策担当

電 話：22 - 5111

（内線4704、4708）

内 容 冬季間の除雪が大変な高齢者世帯や障がい者世帯等に対し、市道の除雪路線に面している世帯について間口の押雪を軽減します。

対 象 者 間口除雪が大変な高齢者世帯及び障がい者世帯等

※車庫、空家等の人の住んでいないところやアパート等の集合住宅は除きます。

利用方法 町内会長を通じて、上記まで手続きが必要になります。

備 考 押雪軽減を実施することで、近隣の住宅前の雪が多くなってしまふことや、対象世帯の間口に全く雪を押さないというものではありませんので、御理解と御協力をお願いいたします。また、道路脇に多くの雪が残っていたり、押雪軽減支援制度利用者が多く近くに存在する場合、押雪軽減の効果が見えづらくなることもあります。

こうれいしゃせいかつしえんじぎょう せいかつえんじょいん はけん
高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）

問合せ 及び 申請先：高齢福祉課 高齢者福祉担当

電 話：22 - 5111（内線3910）

内 容 ホームヘルパーが提供しない軽易なサービスを提供します。

- 灯油入れ
- 不用となった日常生活用品の排出等

対 象 者 下記のア～ウに該当する方のみの世帯、もしくは、ア～ウに該当する方と
高齢者のみの世帯

ア) 身体障害者手帳1～3級（総合等級）

※ ただし、聴覚障がい 又は 上肢障がいは2級以上（個別等級）

イ) 療育手帳A ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級

利 用 料 派遣1回30分あたり 50円

利用方法 上記まで、お問い合わせください。

いどうしえんじぎょう
移動支援事業

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

内 容 単独で外出することが困難な障がい者に対し、地域における自立生活と社会参加の促進を目的とし、下記のような外出時にガイドヘルパーを派遣します。

○ 余暇活動 ○ 公的機関への届出、手続き ○ 各種イベントや研修会の参加

※ 定期通院・通勤・営利を目的とした外出・長期の外出は対象外です。

対 象 者 次のいずれかに該当する場合

- 上肢機能障がい1、2級 ● 下肢機能障がい1、2級
- 体幹機能障がい1、2級 ● 移動機能障がい1、2級
- 視覚障がい1、2級 (それぞれ個別等級)
- 知的障がい 又は 精神障がいを有する方

利 用 料 原則1割負担 ※ 生活保護受給者は利用料免除

利用方法 上記までお問い合わせください。

にっちゅういちじしえんじぎょう
日中一時支援事業

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

内 容 障がい者を有する方の日中における活動の場を提供し、その介護者の社会参加や休息を図ることを目的としています。

対 象 者 ● 身体障害者手帳所持者
● 知的障がい 又は 精神障がいを有する方

利 用 料 原則1割負担 ※ 生活保護受給者は利用料免除

利用方法 上記までお問い合わせください。



ぜいとう けいげん 税等の軽減

じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじょ 住民税の障害者控除

問合せ 及び 申告先：税務課 市民税担当

電 話：２２－５１１１（内線２３２０）

内 容 市役所税務課に申告すると、住民税が軽減される場合があります。

※ 所得税の確定申告をした方、給与所得者で勤務先にて年末調整をされた方は、申告の必要はありません。

対 象 者 ● その年の１２月３１日の現況において、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
● 上記の方を扶養している方

しょうとくぜい しょうがいしゃこうじょ 所得税の障害者控除

問合せ：米沢税務署

電 話：２２－６３２０（代表）

内 容 所得税の確定申告または勤務先の年末調整において障害者控除を適用すると所得税が軽減される場合があります。

対 象 者 ● その年の１２月３１日の現況において、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
● 上記の方を扶養している方

そうぞくぜい しょうがいしゃこうじょ 相続税の障害者控除

問合せ：米沢税務署

電 話：２２－６３２０（代表）

内 容 障がい者が相続や遺贈で財産を取得した場合、相続税が軽減される場合があります。

対 象 者 ● 被相続人が亡くなった時において、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

けいじどうしゃぜい しゅべつわり じどうしゃぜい げんめん しゅべつわり
軽自動車税（種別割）・自動車税の減免（種別割）

（軽自動車税（種別割）については） 問合せ：市役所 税務課 税制担当

電 話：22 - 5111

（内線 2311・2312）

F A X：22 - 0498

（自動車税（種別割）については） 問合せ：置賜総合支庁 税務課

電 話：26 - 6014

F A X：24 - 6587

内 容 一定の要件に該当する障がいのある方が所有する自動車等は、申請により
 軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

対 象 者 次の ア)、イ)、ウ) のいずれかに該当する方

ア) 身体障害者手帳

障がいの区分		障がいの級別	
		本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合※
視覚障がい		4級まで	本人運転に同じ
聴覚障がい		2級、3級	本人運転に同じ
平衡機能障がい		3級	本人運転に同じ
音声機能障がい （こう頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）		3級	該当なし
肢体不自由	上肢	2級の2号まで （2級の1号及び2号… 2級のうち両上肢障がいの方）	本人運転に同じ
	下肢	6級まで	3級1号まで （3級1号…3級のうち 両下肢障がいの方）
	体幹	1級、2級、3級、5級	3級まで
脳病変運動機能障がい	上肢	2級両上肢まで	本人運転に同じ
	移動	6級まで	3級両下肢まで
内部障がい・免疫機能障がい		3級まで ただし、心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸機能障害は、 1級、3級	本人運転に同じ

イ) 療育手帳 A ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

※ イ)、ウ) については、家族運転・介護者運転の場合のみ

該当要件 障がいのある方ひとりにつき1台が対象です。

○ 障がいのある方で本人名義の自動車であること。

※ 所有者が割賦（ローン）購入にともなう所有権留保の場合は、使用者が身体障がい者であること。

○ 障がいのある方が18歳未満の障がい児、又は知的障がい者、精神障がい者の場合は、その障がいのある方と生計を同じくする方が所有する自動車であること。

○ 家族運転・介護者運転は、障がいのある方のために、日常的、継続的に通院や通学等の一定の条件のもとに使用する場合が対象となります。

申請方法

【軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）】

・ご本人運転の場合

①運転免許証 ② 自動車検査証（車検証）③ 納税通知書 ④ 身体障害者手帳

・家族運転、介護者運転の場合

上記①～③、④該当する障害者手帳

⑤ 使用目的を証するもの〔通学・通院証明書（回数明記のもの）等〕

※その年の4月1日以降に発行されたものが有効

⑥ 住民票謄本（自動車税（種別割）の減免を申請する場合のみ）

注 意 点

○ 令和7年度軽自動車税（種別割）の減免は、その年の4月1日の時点で、車の所有者が障がい者の認定を受けていることが条件です。

（令和7年5月26日まで申請を受け付けています。）

○ 自動車税については、随時（当該年度の2月末日まで、申請を受け付けています。）

○ 18歳未満の対象者のうち身体障害者手帳で減免申請をされている方が、18歳以上になって減免申請をする場合、自動車の所有者を本人に変更するか、知的障がいがある方については療育手帳を取得してからの申請になります。

じどうしゃぜい かんきょうせいのうわり げんめん
自動車税（環境性能割）の減免

問合せ：置賜総合支庁 税務課

電 話：26 - 6014

F A X：24 - 6587

申請方法

対象範囲や申請に必要なものについては【軽自動車税・自動車税】に

準じます。詳細は購入時に、ディーラーや販売店等にお問い合わせ下さい。

ようそうぐ いりょうひこうじょ ストマ用装具の医療費控除

問合せ：米沢税務署

電 話：22 - 6320

内 容 ストマ用装具を購入した際の費用について、医師が証明書を発行した場合、医療費控除の対象となります。

※ 『ストマ用装具使用証明書』の様式については、障がい者支援室にお問い合わせ下さい。

ゆう り し ひかぜい マル優など利子の非課税

問合せ：各金融機関

内 容 金融機関（銀行・郵便局等）に所定の手続をすることにより、一定限度額（350万円）以内の預貯金の利子が非課税になります。

対 象 者 ● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
● 各種障がい年金受給者等 ※ 詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

ほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

（内線3602～3605・3618）

内 容 障がい(児)者のいる世帯で、NHK放送受信料が減免される場合があります。

対 象 者 【全額免除】

- 生活保護受給者
- 障がい者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合

【半額免除】

- 世帯主が視覚障がい者で、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が聴覚障がい者で、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が身体障害者手帳1～2級（総合等級）で、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が療育手帳Aで、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が精神保健福祉手帳1級で、かつ 契約者の世帯

申請方法 該当する障害者手帳、印鑑をご持参の上、手続きしてください。

そこで「放送受信料免除（半額免除）証明書」の交付を受け、NHKの担当部署に郵送していただきます。

てんじゆうびんぶつとう ゆうびんりょうげんめん
点字郵便物等の郵便料減免

問合せ：米沢郵便局

電 話：22 - 5001

内 容 郵送料が無料になります。

対 象 者 次の郵便物を出される方

② 視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物

②視覚障がい者用の録音テープなどの録音物 等

利用方法 上記まで、お問い合わせください。

かんせい むりょうはいふ あお とりゆうびんはがき
官製はがきの無料配布（青い鳥郵便葉書）

問合せ：米沢郵便局

電 話：22 - 5001

内 容 重度の障がい者を有する方を対象に、無償で、年1回、お一人につき20枚のはがきを配布します。

受付期間 令和7年4月1日～6月2日（お渡しは4月21日以降）

対 象 者 ● 身体障害者手帳1、2級（総合等級）

● 療育手帳A

利用方法 上記まで、お問い合わせください。

むりょうばんごうあんない
NTT 無料番号案内（ふれあい案内）

問合せ：NTT ふれあい案内

電 話：（０１２０）１０４１７４

FAX：（０１２０）１０４１３４

内 容 電話番号案内（１０４番）が無料になります。

対 象 者 次のいずれかに該当する場合

- 視覚障がい１～６級
- 肢体不自由１、２級
- 聴覚障がい２、３、４、６級
- 音声・言語又はそしゃく機能障がい３、４級
（それぞれ個別等級）
- 療育手帳 所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳 所持者

利用方法 事前に登録が必要となりますので、上記までお問合せください。

けいたいでんわしょうがいしゃわりびき
携帯電話障がい者割引

問合せ：各携帯電話会社・取扱店

内 容 手帳をお持ちの方が携帯電話を使用する際、割引になる場合があります。

利用方法 割引内容については、各携帯電話会社により異なります。

上記まで、お問い合わせください。



こ う つ う <種別（身体障害者手帳のみ）>

交通

第1種-交通機関の利用に介護者を要する者

第2種-単独で交通機関の利用が可能な者

りょかくうんちん わりびき J R 旅客運賃の割引

問合せ：J R 各駅の窓口

内 容 障がい者手帳をお持ちの方がJ R 線を利用する場合、運賃が割引になります。

○ 割引率50%（乗車券のみ対象）

対 象 者

- 身体障害者手帳 所持者
- 療育手帳 所持者
- 精神障害者保健福祉手帳 所持者

※ 次表の○印がついている箇所をご確認ください。

乗 車 券 の 種 類		第1種身体障害者手帳 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級		第2種身体障害者手帳 ・療育手帳 B ・精神障害者保健福祉手帳 2 級または3 級		備 考
		本人	介護者	本人	介護者	
普 通 乗車券	片道 100km 以内	○	○			J R バスは、 距離に関係な く割引
	片道 100km 超	○	○	○		
定 期 乗車券	1 2 歳以上	○	○			
	1 2 歳未満		○		○	
回数乗車券(特急券を除く)		○	○			
急行券(特急券を除く)		○	○			

注 意 点

- ・身体障害者手帳の1種・2種の種別は、手帳に表示されています。
- ・第1種身体障害者手帳・療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方であっても、お一人で乗車する場合は、第2種身体障害者手帳・療育手帳 B と同じ割引内容が適用されます。
- ・介護者は、障がい者1名に対して1名分のみ割引対象となります。

利用方法 手帳をご持参の上、乗車券販売窓口でご相談ください。

しょうがいしゃわりびき
J R障がい者割引（ジパング倶楽部特別会員制度）

問合せ：米沢市身体障がい者福祉協会（すこやかセンター１階）

電 話：２４－８１８１（内線１１０）

内 容 障害者手帳を提示して購入した乗車券が片道・往復・連続乗車券のいずれかで
２０１Km以上あるとき２～３割引で特急券などを購入できます。

対 象 者 身体障害者手帳をお持ちで 男性６０歳、女性５５歳以上の方
及び 第１種の身体障害者手帳所持者の介護者

年 会 費 １，４００円（事務手数料が別途３６０円程度かかります）

利用方法 身体障がい者福祉協会を通じての手続きとなりますので、上記までお問合せ下
さい。身体障がい者福祉協会の開所日は、火・木・土曜日の午後です。必ず事前
にご連絡の上、お手続きください。尚、登録まで少々期間を要するので、早めの
お手続きをお願いします。

してつりょかくうんちんわりびき
私鉄旅客運賃割引

りょかくうんちんわりびき
フェリー旅客運賃割引

こうくううんちん わりびき
航空運賃の割引

問合せ：各事業者、各会社

各事業者によって割引内容が異なる場合がありますので、詳細は各事業者、各会社へ
直接お問合せ下さい。

有料道路通行料金の割引

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

内 容 通勤・通学・通院等の日常生活で有料道路を通行する場合、料金が50%割引になります。

対 象 者 【障がい者ご本人が運転する場合】

- 身体障害者手帳をお持ちの方

【障がい者が同乗する場合】

- 第1種身体障害者手帳 又は 療育手帳 A をお持ちの方

対象自動車 ○登録できるのは、障がい者の方お一人につき一台。

○所有者が本人、配偶者、直系血族及び配偶者、兄弟姉妹及び配偶者、又は、同居の親族等。

※ ただし、割賦購入(ローン)や長期リースで利用している場合は使用者が上記の範囲にあること。

○自動車を保有されていない、または事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等は、レンタカーやタクシー、介護福祉タクシー、福祉有償運送車両なども対象となります。

申請に必要なもの ● 申請書 … 用紙は社会福祉課にあります。

- 身体障害者手帳 又は 療育手帳

- 自動車検査証(車検証)

【あわせてETCをご利用の方】

- ETCカード(原則障がい者ご本人名義)

- ETC車載器セットアップ証明書(車載器の管理番号がわかるもの)

有効期限 申請日から数えて2回目の誕生日までが有効期限となり、順次、更新の手続きが必要です。更新は、2ヵ月前から手続き可能です。

注 意 点 ・ETC割引は、有料道路事業者への登録が必要になりますので、申し込みした日から3週間程度かかります。

・「障害者割引」と「通常のETC割引」との重複割引はできません。

・車両やETCカード等について登録している内容が変わった場合は、再度変更のための申請が必要となります。

・未成年者でETC割引を受けている方が、20歳になられた場合、ETCカードを本人の名義に変更する必要があります。

バス運賃の割引

(山交バスについては) 問合せ：山交バス(株) 米沢営業所

電 話：22 - 3392

(市民バスについては) 問合せ：市役所 地域振興課 地域振興担当

電 話：22 - 5111 (内線2802)

内 容 障がい（児）者や介護者がバスを利用する場合、運賃が割引になります。

○ 普通乗車券 50%割引

対 象 者 次のいずれかに該当する方とその介護者

● 身体障害者手帳、療育手帳 又は 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※ 山交バス(株)は写真有のみ適応

※ 本人及び介護者の割引の適用については等級や利用する路線などで異なりますので、ご利用の際はご確認ください。

利用方法 乗車した際に、該当する手帳を提示してください。

※ 上記以外のバスを利用される場合は、念のため割引内容をご確認ください。

タクシー乗車料金の割引

問合せ：各事業者、各会社

内 容 タクシーを利用する場合、運賃が割引になります。（ほぼ全国的に実施）

○ 乗車料金 10%割引

対 象 者 次のいずれかに該当する方

● 身体障害者手帳 又は 療育手帳 をお持ちの方

のりあい じょうしゃりょうきん わりびき
乗合タクシー乗車料金の割引

問合せ：地域振興課 地域交通担当

電話：22 - 5111（内線2802）

令和7年4月1日現在

内 容 乗合タクシーを利用する場合、運賃が割引になります。
○乗車料金 半額（片道500円が250円になります。）

対 象 者 次のいずれかに該当する方で障害者手帳を提示した方
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

乗合タクシーとは

- ・タクシーの車両を使って、予約があったときにのみ運行するものです。
- ・乗合タクシー運行地区※にお住まいの方のみ利用することができます。
- ・運行時刻と行くことのできる範囲が決まっており、一緒の時間に予約した人を順番に迎えに行き、それぞれの目的地に向かいます。
- ・ふつうのタクシーのように「好きな時間に好きな場所へ行く」ことはできません。
- ・利用するには事前の登録が必要です。
- ・原則自分で乗り降りできる人が利用できます。

ただし、

- ① 車イスに乗っていても、自分で車イスを畳み、乗り降りできる人は利用ができます。
- ② 介助者も同乗し、介助者の手伝いで乗り降りできる人は利用できます。介助者の利用登録は不要ですが、予約時に介助者も同乗する旨を伝える必要があり、同乗する介助者も500円の利用料金が必要です。

※

- ・山上地区（松川地区の一部を含む） ・田沢地区 ・広幡地区 ・六郷地区
- ・南原地区（南部地区の一部を含む） ・築沢地区 ・綱木地区 ・上郷地区
- ・窪田地区 ・上長井地区（古志田町・遠山町・笹野町） ・塩井地区

ふくし りょうじょせいけん
福祉タクシー利用助成券

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

- 内 容** 重度の障がい者がタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。
- 1枚当たり、普通車500円、特大型600円の助成券を年間26枚発行します。1回の乗車で1枚のみ利用可能です。

- 対 象 者** 次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳1～3級（総合等級）
※ 上肢機能障がい、又は、聴覚機能障がいのみの場合は1、2級（総合等級）
 - 療育手帳A
 - 精神障害者保健福祉手帳1級

利用方法 乗車した際に、該当する手帳と助成券を提示してください。

申請方法 社会福祉課窓口で申し出ていただくか、電話・ファックスでの申込みでお渡しします。（ファックスで申込みの場合は、氏名、住所、ファックス番号、手帳の種類、等級を明記してください。）

郵送も可能です。

- 注 意 点**
- 『タクシー乗車料金の割引（43ページ）』との併用が可能です。
 - 助成券を使えるタクシー会社は、限られています。
タクシー券と合わせて一覧をお渡しますので、確認してください。
 - 年度ごとの発行ですので、毎年4月1日に刷新されます。
前年度のものを繰り越して使うことはできません。
 - お渡しできるのは、その年度で1冊までです。
 - 紛失や破損などによる再発行はいたしません。
 - 年度途中で手帳の等級が変わり上記の**対象者**の要件を満たさなくなった場合、返却していただく必要があります。
 - 『自動車燃料費助成事業（46ページ）』との併用はできません。

じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ じよせい
自動車運転免許取得費の助成

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

- 内 容** 身体障がい者が自動車運転免許取得により就労等が見込まれる場合、その取得に要する費用の一部を助成します。
- 対 象 者** 身体障害者手帳の交付を受け、身体障がい者用の特殊な装置が備えられている自動車に限定する旨の条件が付された運転免許を取得する方。
※ ただし、所得制限があります。
- 助 成 額** 10万円限度
- 申請方法** 事前に申請が必要です。上記までご相談下さい。

じどうしゃねんりょうひじよせいじぎょう
自動車燃料費助成事業

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

- 内 容** 重度の障がい者に対する移動手段の助成として、自動車燃料費を助成します。
○ 年間6,000円(消費税込)上限。年度内の申請は1回のみです。
- 対 象 者** 次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳1～3級(総合等級)
※ 上肢機能障がい、又は、聴覚機能障がいのみの場合は1、2級(総合等級)
 - 療育手帳A
 - 精神障害者保健福祉手帳1級
- ※但し、上記の方が自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合に限りです。
障がいのある方が18歳未満の障がい児、又は知的・精神障がいの場合はその家族とします。
- 申請方法** 社会福祉課窓口で申請
- 申請期間** 申請時期については、年度ごと異なるため担当までお問い合わせください。
- 申請に必要なもの**
- 申請書…用紙は社会福祉課にあります。
 - 該当する障がいがわかる手帳
 - 自動車税もしくは軽自動車税の減免決定通知書等の写し
 - 自動車の燃料(電気自動車充電時の電気料も含む)を購入した金額の記載された領収書等の原本(返却不可)
 - 振込先の通帳
- 注 意 点** ○『福祉タクシー利用助成券(45ページ)』との併用はできません。

じどうしゃかいそうひ じょせい
自動車改造費の助成

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

内 容 手足の不自由な方が就労等に伴い自動車を購入する際に、その車のアクセル・ブレーキ等免許条件となっている個所の改造が必要な場合、改造費に要する費用の一部を助成します。

対 象 者 ● 上肢機能障がい、下肢機能障がい、又は、体幹機能障がいを有する方
※ ただし、所得制限があります

助 成 額 10万円限度

申請方法 事前に申請が必要です。上記までご相談下さい。

かいごようじどうしゃかいそうひとう じょせい
介護用自動車改造費等の助成

問合せ 及び 申請先：社会福祉課 障がい者支援室

電 話：22 - 5111

(内線3602～3605・3618)

内 容 自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者を介護するために、車椅子使用者に配慮した自動車への改造（購入）が必要な場合、その費用の一部を助成します。

対 象 者 ● 下肢機能障がい1、2級 ● 移動機能障がい1、2級
● 体幹機能障がい1～3級 （それぞれ個別等級）

上記いずれかの手帳を所持し、市民税 又は 所得税が非課税の世帯に属する方。

助 成 額 改造等に要する経費の1／2以内（20万円限度）

申請方法 事前に申請が必要です。上記までご相談下さい。

やまがたけんしんたいしょういしゃしゃとうようちゅうしゃしせつりようしょうせいど
山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度

問合せ 及び 申請先：置賜総合支庁 地域保健福祉課（1階）

電 話：26 - 6031

- 内 容** 県内の公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている
 身体障がい者等用駐車スペースに駐車する際の利用証を交付します。
 ※ 県が利用証を交付し利用できる方を明らかにすることによって、
 障がい者等用駐車施設の適正な利用を促進するものです。

対 象 者 次の①～⑥のいずれかに該当する方

① 身体障がい者のうち歩行困難な方

（等級は個別等級）

身体障がい区分		等 級
視覚障がい		4級以上
聴覚・音声言語機能障がい		該当なし
平衡機能障がい		5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	脳原性上肢	2級以上
	脳原性移動	6級以上
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓		4級以上
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい		4級以上

- ② 介護保険の要介護状態区分「要介護度1」以上
 ③ 療育手帳A
 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級
 ⑤ 特定疾患医療費（指定難病）受給者又は特定疾患医療受給者
 ⑥ 妊娠7ヶ月から産後1年の方（ただし、産後については、乳児を同伴している場合
 に限り使用可能）
 ⑦ けが又は病気の方（補装具等の使用を要する方）
 ……車いす、杖等の使用期間（医師の診断書が必要）

申請方法 ①～⑥いずれかに該当することが分かる資料（障がい者手帳の写し等）を提出
 する。

※ 本人以外の方が申請の場合は、運転免許証等の身分証明書が必要です。

※ 交付手数料は、無料です。

有効期間 ①～④に該当する方・・・交付要件に該当しなくなるまでの期間

⑥に該当する方・・・1年未満で必要な期間

駐車禁止除外標章の交付

問合せ 及び 申請先

○ 山形県警察本部 交通規制課

電 話：(023) 626 - 0110

○ 米沢警察署 交通課

電 話：26 - 0110

こちらでの手続きの場合、
¥2,000（友の会会費）が
必要となります

○ 山形県身体障害者交通安全友の会
（山形県身体障がい者福祉協会内）

電 話：(023) 686 - 3690

内 容 身体障がい者等で歩行困難な方を対象に、山形県公安委員会が
駐車禁止除外標章を発行します。本人が利用する車（タクシーを含む）に
この標章を掲げておくと、駐車禁止規制の対象から除外されます。

対 象 者 次の①～⑤のいずれかに該当する方

① 身体障がい者のうち歩行困難な方

身体障がい区分		等 級
視覚障がい		1～3級又は4級の1
聴覚障がい		2級又は3級
音声・言語・そしゃく機能障がい		該当なし
平衡機能障がい		3級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1又は2級の2
	下肢	1～4級
	体幹	1～3級
脳病変による運動機能	上肢	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動	1～4級
心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害		1級又は3級
肝臓・免疫能障がい		1～3級

② 戦傷病者のうち歩行困難な方

障がい区分	等 級
視覚・聴覚・平衡・体幹 機能障がい	特別項症から第四項症までの各項症
肢体不自由（上肢・下肢）・心臓・ じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・ 小腸・肝臓機能障がい	特別項症から第三項症までの各項症

③ 療育手帳A ④ 精神保健福祉手帳1級 ⑤ 色素性乾皮症患者

申請方法 上記にお問い合わせの上、①～⑤のいずれかに該当することが分かる資料（障
がい者手帳の写し等）を持って、手続きしてください。

障がい（児）者の福祉ガイド

令和 7 年 5 月 発行

編集・発行 よねざわしふくしじむしょ 米沢市福祉事務所

（市役所 1 階 しゃかいふくしか 社会福祉課 しょう 障がい者支援室 しゃしえんしつ）

〒992-8501 米沢市金池 5 丁目 2 番 25 号

電話：0238（22）5111

FAX：0238（21）1600

E-mail: syahuku-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

URL: <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp>